

令和 8 年 9 月 2 8 日
山 形 県 企 業 局

横川発電所及び県営酒田風力発電所の売電に係る公募型プロポーザル質問に関する回答書

質問事項	内容	回答
参加辞退について	・入札を辞退することとなった場合、入札辞退届の提出期日をご教示いただけますでしょうか。	・企画提案書提出期限 10 月 16 日とします。
入札保証金について	・入札補償金は免除という認識でよろしいでしょうか。	・入札保証金は設定しておりません。
発電所について	・念のための確認となりますが、本発電所は再エネ特措法の認定発電所であり、売電は「再生可能エネルギー電気特定卸供給」により行うとされています。本発電所はいずれも FIT 認定電源で相違ございませんでしょうか（FIP 電源ではない）。	・対象の発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」により認定を受けた FIT 発電所です。ただし、横川発電所については令和 11 年 3 月までとなります。
非化石価値について	・本発電所は FIT 認定電源のため、各発電所に係る非化石価値（FIT 非化石証書等）は買受人に帰属しないとい	・非化石価値については、FIT トラッキング優先割当により買受人に割り当てられます。

	う認識で相違ないでしょうか。 上記の認識で相違ない場合、企画提案書における「非化石価値の活用」については、本発電所由来の非化石価値を用いるのではなく、買受人が別途調達する非化石価値（非化石証書等）をどのように活用するかを提案する、という理解で相違ないでしょうか。 もしくは、買受人が企画提案で本発電所の「非化石価値の活用」を提案する場合、本発電所の環境価値をどのように入手・活用できるのか、また非化石証書の電力量認定は企業局・買受人のいずれが実施するのかご教示ください。 なお、本案件では「非化石価値の活用」は提案がない場合でも失格とはならず、任意提案（別表 4 上、実現性が無いと判断される場合は 0 点）という理解で相違ないでしょうか。	よって、本発電所由来の非化石価値の活用に関する提案となります。 非化石価値の活用については、提案がない場合は失格ではなく 0 点となります。
停止事由について	・仕様書 2（6）①～⑦運転を制限する事由が列挙されていますが、過去（3～10 年程度）の各事由別の発生実績（件数・停止時間等）がありましたらご教示ください。	・お示しできません。
発電実績について	・各発電所の 30 分毎の発電量実績データをエクセルデータで頂けないでしょうか。 可能であれば、過去 10 か年分頂けると幸いです。難しい場合は、可能な限り複数年分頂けますと幸いです。	・本プロポーザルに係る参加資格を有する者で、希望があった場合に過去 3 年分の 1 時間データを提供することは可能です。
実績報告について	・販売実績や非化石価値活用事業について報告が必要と	・指定のフォーマットはありません。

	のことですが、指定の報告フォーマットなどがあればお示し頂けないでしょうか。 ・また、各報告は年1回等の頻度でよろしいでしょうか。想定 of 報告頻度がございましたらご教示頂けますと幸いです。	・提出の頻度については協議によります。
契約保証金について	・契約保証金が免除対象となる場合、免除とわかるタイミングはいつになりますでしょうか。(保障証発行にお時間を要するため) ・銀行保証書での納付は可能という認識でよろしかったでしょうか。また、発行をするのに1カ月以上時間を要する可能性があり、契約締結までのお時間をいただくことは可能でしょうか。 ・契約保証金の免除の可否について、開札前に事前に確認することは可能でしょうか。また、免除を受けるために必要な申請書類等がございましたらご教示ください。 ・保証金について、履行保証保険での納付も可能と認識	・免除の申請をいただいてからの判断となりますが、具体的なタイミングは明示できません。 ・山形県公営企業財務規程を参照願います。 ・開札前に確認することはできません。 必要な申請書類については、山形県公営企業財務規程を参照願います。 なお、山形県公営企業財務規程については、県ホームページにより御確認いただけます。 https://en3-jg.d1-law.com/yamagata-ken/dlw_reiki/H353975300011/H353975300011.html ・山形県公営企業財務規程を参照願います。

	していますが相違ございませんか。また、履行保証保険での納付が可能な場合、以下ご教示ください。 ①履行保証保険契約はいつまでに締結しておく必要があるか。 ②契約保証金に代えて履行保証保険を利用する旨は、いつまでに・どのような方法で申請すればよいか。 ③提出が必要となる書類（保険証券の写し等）とその提出期限。 ④保険会社側の制約から、可能であれば電力受給期間開始の直前（令和9年3月31日まで）など、保険証券提出までに猶予をいただけますと幸いです。その対応可否・猶予期間についてもご回答ください。 ・山形県公営企業財務規程第145条の免除要件のうち、「特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に、本案件は該当し保証金免除になりうる案件でしょうか。	・本件は該当しません。
企画提案書について	・企画提案書ご提出時に、ご指定のWordフォーマット以外の補足資料などを作成し添付することは不可の認識で相違ないでしょうか。	・所定の様式以外やボリューム（A4縦15ページ以内）での作成は認めておりません。なお、様式の枠の大きさ（広げる、縮める）や、パワーポイントで作成した図などの貼付けは構いません。

スマートメーター設置有無について	・発電場所の計量は全数スマートメーター（東北電力支給）で該当検針日にデータ送信されてますでしょうか。	・計量用電力量計は東北電力ネットワーク株式会社設置のものとなっておりますが、検針データの送信については管轄外であるため不明です。
容量市場について	・本契約書（案）には容量市場に関する条項がありません。本発電所は容量市場（容量確保契約）の対象外という認識で相違ないでしょうか。対象となる場合は、リクワイアメント・アセスメント対応や経済的ペナルティの取扱い、電源区分（安定電源など）をご教示ください。	・対象外です。
電力量料金の支払いについて	・毎月の電力料金の支払いについて、銀行振込での対応は可能でしょうか。	・基本的には企業局が納入通知書を発行し、それに基づいて指定の銀行口座に振り込んでいただきます。
発電計画について	・発電計画は 48 コマ 30 分単位(kWh) でいただくことは可能でしょうか。 - また、週間か月間かどちらになりますでしょうか。 ・仕様書 2(5)「発電予想」につきまして、発電パターンの通知期限は「前日の午前 9 時頃まで」と記載がございますが、買受人による発電計画提出対応のため、実需給日の 2 日前までに発電計画値をご提示いただくことは可能でしょうか。また、通知期限については企業局様と買受人との協議により変更可能との認識でよろしいでしょうか。	・可能です。基本的には翌日の計画をお知らせします。詳細は協議によります。 ・協議により変更可能です。
計画変更について	・天候等により、発電量が変更となる場合、1 日最大で何回変更がありますでしょうか。 - また 1 コマ最大でどのくらい数量が変わりますでしょうか。	・特に回数に決まりはありませんが、計画が変更となる場合は連絡します。また、発電機の事故停止や自流減による停止などもありますので、最大出力から停止

	か。【例】6,000kWh→0kWh に発電量が減る等）過去に実際に変更した際の Excel 等あればご提供いただくことは可能でしょうか。 ・夜間（17 時以降）の変更はありますでしょうか。ある場合、変更に対応できない場合はどのような対応になりますでしょうか。 ・計画変更の際は電話とメールにてご連絡いただけますでしょうか。	となるケースもありますが、Excel の提供はできません。 ・夜間の変更についても、日中と同様に連絡します。 ・連絡方法については協議によります。
予定売電電力量について	・発電所別の月別予定売電電力量につきましても Excel データをお持ちでしたら、ご提供いただくことは可能でしょうか。	・本プロポーザルに係る参加資格を有する者で、希望があった場合に提供することは可能です。
現在の契約状況について	・現在のご契約者様と契約単価をご教示いただけますでしょうか。	・現在の契約状況について示すことは出来ません。
契約単価について	・契約単価につきまして、本案件は特定卸供給を前提とした案件と認識しておりますが、当該契約単価は FIT 買取価格に加算されるプレミアム単価を指すとの認識でよろしいでしょうか。 また、「企業局が設定する最低価格」とは、当該プレミアム単価に対して設定されるものとの認識でよろしいでしょうか。あわせて、提案価格検討の参考として、最低価格の公表が可能であればご教示いただけますでしょうか。	・その通りです。最低単価は、公表することは出来ません。